関西国際空港周辺における物件の設置制限について

関西国際空港周辺(下図の区域)では、航空機が安全に運航できるように、航空法により設置できる**物件の高さが制限される**「**制限表面**」と呼ばれる区域が設けられています。制限表面を突出する物件（建物、避雷針、テレビアンテナ、工事用クレーン・足場等の仮設物、錨泊船、植栽等含みます。）を設置することは航空法で原則禁止されておりますので、**制限表面を超える高さでないかの確認をお願いいたします**。

- **関西国際空港高さ制限回答システム**： https://secure.kix-ap.ne.jp/kix/

ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

関西エアポート株式会社 関西空港運用部 KIX オペレーションセンター

TEL：072-455-2414 FAX：072-455-2055（24H 対応）

また航空法により関西国際空港の**進入表面もしくは転移表面の下の空域**、または**空港敷地の上空**については、**無人航空機（ドローン等）の飛行禁止空域**ですのでご注意ください。飛行させたい場合には、空港管理者の同意、および国土交通大臣による許可が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

（国土交通省 HP 無人航空機の飛行ルール）http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html